貴方が(またはあなたのご家族様が)利用しようと考えている訪問看護・介護予防訪問看 護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

当事業所は利用者様に対して指定訪問看護を提供いたします。当事業所の概要や提供いたします内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明いたします。

1. 訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名	特定非営利活動法人 精神医療サポートセンター
所在地	〒598-0071 大阪府泉佐野市鶴原 2-11-12
連絡先	電話: 072-493-3551
代表者氏名	田邉 友也
法人設立年月日	平成 19 年 6 月 8 日

2. 利用者に対してのサービス提供をする事業について

事業所名	訪問看護ステーションいしずえ五所川原
所在地	〒037-0046 青森県五所川原市栄町 34-6
連絡先	電話: 0173-26-0740 FAX: 0173-26-0741
管理者名	小田桐 卓也
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	0260590104
サービス提供地域	五所川原市、つがる市、青森市、弘前市、中泊町、鰺ヶ沢町、 深浦町、鶴田町、板柳町、藤崎町
営業日・時間	月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 18:00
サービス対応時間	9:00 ~ 18:00
休業日	土日祝、8/13~16、年末年始 12/30~1/7

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 職員体制

. 職員体制 <u></u> 職	職務内容	### ###	非常	= 1
		常勤	勤	計
管理者 兼 訪問看護師	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問 看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必 要な指導及び管理を行います。	1名		1名
訪問看護師	1 訪問看護計画に基づ。 2 訪問看護報告書を記載した看護の出版の関係を記載した計問看護報告書を提供の開始に際したとと書きを記載した計問者では、一点の関係を記載した。 3 指定がのには、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の関係を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点を表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表を記載に、一点の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	2名以	1名以	2.5名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務 等を行います。	1名 以上	1名 以上	2名 以上

[※]看護職員常勤換算 2.5 人以上で運営いたします。

[※]職員人員は適宜変更になる場合があります。

※第三者評価は実施しておりません。

4. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

利用者に対し、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

5. サービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護を提供します。

<具体的な訪問看護の内容例>

- ① 病状・症状の観察(思いがどのように日常生活に反映されているのかを一緒に確認)
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話(食事及び排泄等の日常生活行動における援助)
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

6. 介護保険について

・要支援、要介護認定を受けた方は、介護保険によりサービスを提供いたします。

7. サービス利用料金

●介護保険の場合

利用料金の1割(所得によっては2割または3割)が利用者の負担になります。 介護保険での給付の範囲を越えたサービスの利用金額は全額利用者の負担となります。

【介護予防訪問看護】

1.27で設定を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	提供時間帯 介護報酬額	利用者負担額				
サービス提供区分		かき がき が が できまる かっぱい かいき かいき かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいき かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいりゅう かいりゅう かいりゅう かいりゅう かいりゅう かいりゅう かいりょう かいり	1割	2割	3割	
昼間(8時~						
20 分 未満	看護師	3, 030 円	303 円	606 円	909 円	
20万木间	准看護師	2, 730 円	273 円	546 円	819 円	
 30分 未満	看護師	4, 510 円	451 円	902 円	1, 353 円	
30万木间	准看護師	4, 060 円	406 円	812 円	1, 218 円	
30 分 以上	看護師	7, 940 円	794 円	1,588 円	2, 382 円	
1時間 未満	准看護師	7, 150 円	715 円	1, 430 円	2, 145 円	
1時間 以上	看護師	10, 900 円	1,090円	2, 180 円	3, 270 円	
1 時間 30 分 未満	准看護師	9, 810 円	981 円	1,962円	2, 943 円	
早朝(6時 ~ 8時)、 夜間(18 日	時 ~ 22 時)				
20分 未満	看護師	3, 790 円	379 円	758 円	1, 137 円	
20万木间	准看護師	3, 410 円	341 円	682 円	1, 023 円	
 30分 未満	看護師	5, 640 円	564 円	1, 128 円	1, 692 円	
30万不凋	准看護師	5, 080 円	508 円	1, 016 円	1,524円	
30 分 以上	看護師	9, 930 円	993 円	1,986円	2, 979 円	
1時間 未満	准看護師	8, 940 円	894 円	1, 788 円	2, 682 円	
1時間 以上	看護師	13, 630 円	1, 363 円	2,726円	4, 089 円	
1 時間 30 分 未満	准看護師	12, 260 円	1, 226 円	2, 452 円	3, 678 円	
深 夜 (22 時 ~ 6 時)						
20 八 土港	看護師	4, 550 円	455 円	910 円	1, 365 円	
20分 未満	准看護師	4, 100 円	410 円	820 円	1, 230 円	
20 八 土洪	看護師	6, 770 円	677 円	1, 354 円	2, 031 円	
30 分 未満 	准看護師	6, 090 円	609 円	1, 218 円	1,827円	
30分 以上	看護師	11, 910 円	1, 191 円	2, 382 円	3, 573 円	
1時間 未満	准看護師	10, 730 円	1, 073 円	2, 146 円	3, 219 円	
1時間 以上	看護師	16, 350 円	1, 635 円	3, 270 円	4, 905 円	
1 時間 30 分 未満	准看護師	14, 720 円	1, 472 円	2, 944 円	4, 416 円	

【訪問看護】

はつせんでク	+B /# a± 88 ##	時間帯 介護報酬額	利用者負担額			
サービス提供区分	提供時間帯		1割	2割	3割	
昼間(8時~1	18時)					
00 八 土洪	看護師	3, 140 円	314 円	628 円	942 円	
20 分 未満 	准看護師	2, 830 円	283 円	566 円	849 円	
00 /\ +\#	看護師	4, 710 円	471 円	942 円	1, 413 円	
30 分 未満 	准看護師	4, 240 円	424 円	848 円	1, 272 円	
30 分 以上	看護師	8, 230 円	823 円	1,646 円	2, 469 円	
1時間 未満	准看護師	7, 410 円	741 円	1, 482 円	2, 223 円	
1時間 以上	看護師	11, 280 円	1, 128 円	2, 256 円	3, 384 円	
1 時間 30 分 未満	准看護師	10, 150 円	1, 015 円	2, 030 円	3, 045 円	
早朝(6時 ~ 8時	早朝(6時 ~ 8時)、 夜間(18時 ~ 22時)					
20 八 土洪	看護師	3, 930 円	393 円	786 円	1, 179 円	
20 分 未満 	准看護師	3, 540 円	354 円	708 円	1,062円	
20 八 土洪	看護師	5, 890 円	589 円	1, 178円	1, 767 円	
30分 未満	准看護師	5, 300 円	530 円	1,060円	1, 590 円	
30 分 以上	看護師	10, 290 円	1,029円	2, 058 円	3, 087 円	
1時間 未満	准看護師	9, 260 円	926 円	1,852円	2, 778 円	
1時間 以上	看護師	14, 100 円	1, 410 円	2,820円	4, 230 円	
1 時間 30 分 未満	准看護師	12, 690 円	1, 269 円	2, 538 円	3, 807 円	
深 夜 (22 時 ~	6 時)					
20.八 土洪	看護師	4, 710円	471 円	942 円	1, 413 円	
20 分 未満 	准看護師	4, 250 円	425 円	850円	1, 275 円	
20 八 土洪	看護師	7, 070 円	707 円	1, 414 円	2, 121 円	
30分 未満 	准看護師	6, 360 円	636 円	1, 272 円	1, 908 円	
30 分 以上	看護師	12, 350 円	1, 235 円	2, 470 円	3, 705 円	
1時間 未満	准看護師	11, 120 円	1, 112 円	2, 224 円	3, 336 円	
1時間 以上	看護師	16, 920 円	1, 692 円	3, 384 円	5, 076 円	
1 時間 30 分 未満	准看護師	15, 230 円	1,523円	3,046 円	4, 569 円	

算定方法は以下の通りです。

⁽¹回訪問単位×訪問回数) × 10 円

[※]病気の内容、症状、状況により加算がある場合は上記単位に変動がある場合があります。 ※訪問看護の訪問回数は、利用者、介護支援専門員と協議して決定します。

※尚、制度の変更、改正に伴い上記事項が変更される場合もあります。

【定期巡回·随時対応型訪問介護看護】

• 連携事業所:

- 利用料金 ひと月につき 1割:2,961円 2割:5,922円 3割:8,883円

- 利用料金(日割) 1日につき 1割97円 2割:194円 3割292円

・緊急時訪問看護加算について

営業時間外の夜間・深夜・早朝の電話相談や訪問は希望者のみの契約となり、上記料金に加えて介護保険法に基づいた「緊急時訪問看護加算」の料金が必要となります。

緊急時訪問看護加算 I 6,000円(1月につき)

※1割:600円 2割:1,200円 3割:1,800円 緊急時訪問看護加算Ⅱ 5,740円 (1月につき) ※1割:574円 2割:1,148円 3割:1,722円

その他の加算について

ご利用状況に応じ、下記料金が加算されます。

- ・特別管理加算(I) 5,000 円 1月に1回 ※1割:500円 2割:1,000円 3割:1,500円
- ・特別管理加算(Ⅱ) 2,500 円 1月に1回 ※1割:250 円 2割:500 円 3割:750 円
- ・ターミナルケア加算 25,000 円(要介護 1~5 の方のみ算定)。
- ・遠隔死亡診断加算 1,500 円 1回のみ
- 初回加算(I) 3.500 円 初回のみ ※1割:350円 2割:700円 3割:1050円
- 初回加算(Ⅱ) 3,000 円 初回のみ ※1割:300円 2割:600円 3割:900円
- ·退院時共同指導加算 6,000 円 1回当たり ※1割:600円 2割:1,200円 3割1,800円
- 複数名訪問看護加算(I) 2,540 円 1回当たり(30 分未満)

1割:254円 2割:508円 3割:762円

4,020 円 1回当たり(30分以上)

1割:402円 2割:804円 3割:1,206円

- 複数名訪問看護加算(Ⅱ) 2,010 円 1回当たり(30分未満)

1割:201円 2割:402円 3割:603円

3,170円 1回当たり(30分以上)

1割317円 2割:634円 3割:951円

- 長時間訪問看護加算 3,000 円 1回当たり ※1割:300円 2割:600円 3割:900円
- ・専門管理加算 2,500 円 1月に1回 ※1割:250円 2割:500円 3割:750円
- 口腔連携強化加算 500円 1月に1回 ※1割:50円 2割:100円 3割:150円
- ・特別地域訪問看護加算 所定単位数の 15%
- ・中山間地域小規模事業所加算 所定単位数の 10%
- (※特別地域訪問看護加算に該当する場合は算定不可)
- ・中山間地域等居住者サービス提供加算 所定単位数の 5%
- 訪問に伴う交通費について

交通費は原則無料です。

キャンセルの場合

場合によってはキャンセル料(自己負担額分)が発生する場合がありますので、前日までに 連絡をお願いいたします。

- 8. 利用料金のお支払い方法
 - (1) 訪問看護料のお支払いについて

【お支払い方法】

銀行による「引き落とし」にてお支払いただく。

※月によって異なりますが、毎月20日~23日ごろの引き落としとなります。

(引き落としを請け負う"三菱 UFJ ファクター"の都合により、日数のばらつきがありますがご容赦願います)

- ※引き落とし手数料 99 円をご負担いただきます。
- (2) お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)。

※利用料の滞納について

利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、 事業者が利用者に対して2週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず金額の 支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、金額の支払い があるまで利用者に対する訪問看護の全部または一部の提供を一時停止いたします。

9. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者などの生命や身体を保護するために緊急、やむを得ない場合を除く)
- (5) 利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

10. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先だって、各種保険証に記載された内容を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。尚、居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (3) 主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成いた します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者または家族にその内容を説明いたしま すので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービスの終了
 - ①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください(文書でのお申し出後、主治医に報告いたします。主治医の指示で訪問を開始しておりますので、終了時にも連携を取っております)。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があ

ります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに文書で通知いたします。

- ③自動終了(以下に該当する場合、通知がない場合でも自動的にサービスが終了します)
- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ※非該当(自立)と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や当事業 所が破産した場合は文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解除すること ができます。

⑤その他

- ・ご利用者様が病気・怪我などで健康上に問題がある場合やサービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスの変更または中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、治癒するまでサービスのご利用はお断りする場合があります。

11. 虐待の防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等の為に次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者・・・・管理者 小田桐 卓也

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 賠償責任保険

13. 秘密保持と個人情報の保護について

13. 秘密保持と個人情報の保護につ	いて
	①事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保
	護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・
	介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱
	いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱
	いに努めます。
	②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」と
	いう)は、サービスを提供するうえで知り得た利用
利用者およびその家族に関する	者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に
秘密の保持について	漏らしません。
	③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終
	了した後においても継続します。
	④事業者は従事者に業務上知り得た利用者または家
	族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び
	従業者でなくなった後においても、その秘密を保持
	するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
	①事業者は利用者から予め同意を得ない限りサービ
	ス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情
	報は用いません。
	②事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が
	含まれる記録物については、善良な管理者の注意を
個人情報の保護について	持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を
個人情報の保護について	防止するものとします。
	③従業者が管理する情報については利用者の求めに
	応じてその内容を開示することとし、開示の結果、
	情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅
	滞なく調整を行い、利用目的の達成に必要な範囲で
	訂正等を行うものとします。

個人情報利用について

<個人情報を使用する目的>

事業者が介護保険法に関する法令、訪問看護に関わる法令などに従い、私の居宅サービス計画 及び訪問看護計画などに基づき、訪問看護等を円滑にするために行うサービス担当者会議や カンファレンス、訪問看護の報告・情報提供など、訪問看護の一連の業務などに必要な場合。

<使用にあたっての条件>

- (1) 個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などを記録しておくこと。

<個人情報利用範囲>

私及びその家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- ・緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ・当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する
- (看護大学、その他学生の実習、関係機関などの見学依頼などに関する同行訪問、学会や学術 集会などの発表のための資料など)

上記内容の説明を事業者から確かに受け、契約内容、個人情報利用に同意いたします。

14. 緊急時の対応方法について

当事業所におけるサービスの提供中に利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	氏 名	
緊急連絡先	住 所	
	電話番号	
	続 柄	

15. 身分証携帯義務

訪問看護員は常に身分証を携帯し、利用者及び利用者の家族から求められた場合はいつでも 身分証を提示します。

16. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。 【体制】

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

事業所は提供した指定訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問、照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、

当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【手順】

① 利用者より連絡を受けた者が内容を確認する。

- ② 管理者(小田桐 卓也)へ即時報告する。
- ③ 連絡を受けた管理者は、直ちに対応する。
- ④ 管理者にて解決不可と判断した場合は、 遅滞なくその旨を統括責任者(代表理事:田邉 友也)へ報告する。
- ⑤ 報告を受けた統括責任者は自らが対応するか、管理者へ指示を出すなどし、即時解決に向けて対応するものとする。
- (3) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション いしずえ五所川原 管理者:小田桐 卓也	所在地 〒037-0046 青森県五所川原市栄町 34-6 電話番号 0173-26-0740 受付時間 9:00~18:00 ただし、土日・祝日及び 8 月 13 日~8 月 16 日、12 月 30 日~1 月 7 日を除く
【市町村介護保険担当課の窓口】	介護福祉課 電話番号 0173-35-2111
【公的団体の窓口】 青森県国民健康保険団体連合会	所在地 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル 電話番号 017-723-1336
【指定・指導担当課の窓口】 青森県健康福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ	所在地 青森県青森市長島 1 丁目 1-1 電話番号 017-722-1111 FAX 番号 017-734-8090 (受付時間)8:30~17:15
【保険者の市町村の窓口】 五所川原市役所	所在地 青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1 電話番号 0173-35-2111

17. サービス提供における事務所の義務

- 当事業所は職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備いたします。
- ・訪問看護実施中に利用者様の病状に、急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに 主治医に連絡し、適切な処置を行います。

- 18. 指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて
 - このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1)介護予防訪問看護計画を作成する者

氏 名 (連絡先:0173-26-0740)

(2)提供予定の指定介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
±					
日					
1 追	1 週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				

(3) 1か月のお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いはサービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

Ж